••••• •••

「ふれあいニュースレター<電子版>」 (2012/12/13)

....

◆ N E W S ◆ 復興庁が実施する「企業連携プロジェクト支援事業」の追加 対象案件に福島県(南相馬市)の事業が決定(12月7日)

復興庁は本年度から企業連携推進室を設置すると共に、地方公共団体、民 関企業との意見な換を進め、地方公共団体と民間事業者が連携して取り組み

間企業との意見交換を進め、地方公共団体と民間事業者が連携して取り組ん でいる復興プロジェクトについて、事業化に向けた検討の支援を行っていま す。

復興庁は12月7日、既に10月から対象事業として支援している3件の プロジェクトに加え、新たに福島県南相馬市で行う「医療・生活支援ICT システム事業」を含む4件の案件を追加することとしました。

南相馬市が申請した医療・生活支援ICTシステム事業は、電子カルテや通信機能付血圧計などのICT技術を使って病院と住宅を繋ぎ、住民へ医療サービスを提供したり、住民の健康管理などを行おうというものです。

支援にあたっては、医療サービスの提供や健康管理のための実証を行うほか、事業の実施に必要な健康増進プログラムの提供などを行う予定です。

この「企業連携プロジェクト支援事業」は、被災地方公共団体と企業が連携して行おうとする事業に対して、復興庁が委託する民間コンサルが、プロジェクトの実現に必要な解決方法を事業者に代わって調査・提案する事業です。

具体的には、事業環境の調査や販路開拓、ビジネスプランの策定などを事業者の要望に応じて行います。

詳しくは復興庁のホームページをご覧下さい。

http://www.reconstruction.go.jp/topics/20121207_projectshien_tuika.pdf

◆NEWS◆ 食品と放射性物質に関する説明会を全国で開催中!! (年度内の開催日程を12月6日で更新しました)

消費者庁では、関係省庁、地方自治体等と連携して、全国各地で、食品中の放射性物質についての説明会(リスクコミュニケーション)等を開催して

11月までにおしらせした開催日程から、追加で説明会を行う場所が決まりました。

今後の開催日程は次のとおりです。開催時間、会場などの詳細につきましては、問い合わせ先(括弧内)までお願いします。

■開催日程等

平成24年

います。

1 2 月 1 5 日(土) 福島県本宮市 : (福島県消費生活課 024-521-7736) 1 2 月 1 6 日(日) 福島県白河市 : (福島県消費生活課 024-521-7736) 1 2 月 2 0 日(木) 福島県平田村 : (福島県消費生活課 024-521-7736) 1 2 月 2 1 日(金) 福島県南相馬市 : (福島県消費生活課 024-521-7736) 1 2 月 2 6 日(水) 京都府綾部市 : (京都府中丹広域振興局農林商工部 企画調整室 0773-62-2508)

平成25年

1月13日(日) 福島県田村市 : (福島県消費生活課 024-521-7736) 1月20日(日) 福島県田村市 : (福島県消費生活課 024-521-7736) 1月26日(土) 福島県川俣町 : (福島県消費生活課 024-521-7736) 1月27日(日) 福島県田村市 : (福島県消費生活課 024-521-7736) 2月 3日(日)福島県田村市 : (福島県消費生活課 024-521-7736) 2月 7日(木)福島県喜多方市: (福島県消費生活課 024-521-7736) 2月10日(日)福島県田村市 : (福島県消費生活課 024-521-7736) 2月14日(木)福島県桑折町 : (福島県消費生活課 024-521-7736) 2月23日(土)埼玉県北本市 : (埼玉県北本市市民課 048-594-5529) 3月 9日(土)埼玉県北本市 : (埼玉県北本市市民課 048-594-5529)

最新の情報は、消費者庁のホームページをご覧下さい。

http://www.caa.go.jp/jisin/r_index.html

◆おしらせ◆ 避難指示区域内にご自宅・事業所のある皆様に向けた留意事項の整理やQ&Aなどの情報を発信!!(12月6日)

内閣府原子力被災者生活支援チームは12月6日、「避難指示区域内にご 自宅・事業所のある皆様へ(改訂版)」と「区域見直し後の区域でできる活 動などに関するQ&A」について公表しました。

これは、区域見直しによって「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、 「帰還困難区域」の3つの避難指示区域内にご自宅・事業所のある皆様への お知らせであり、各区域における活動の方針、留意事項をお示しています。

今回の公表は、平成24年5月付けで作成した情報の改訂版となります。 また、区域見直しにともない、これまで多くの質問をいただいている項目 について、別途「区域見直し後の区域でできる活動などに関するQ&A」と して取りまとめ公表しました。

主な改訂内容等は以下のとおりです。

◆改訂内容:

区域でできる活動についての変更はありませんが、これまで頻繁に質問があった内容について、わかりやすさの観点から、より具体的に記載しました。

◆主な質問項目:

【区域への立入りに関するもの】

- Q 避難指示解除準備区域と居住制限区域は自由に立入りは可能なのか。
- Q 帰宅困難区域はどのように一時立入りするのか。 など

【区域における活動に関するもの】

- Q 避難指示解除準備区域と居住制限区域においてできる活動は何か。
- Q 警戒区域ではできたが活動が区域見直し後にできなくなったことはあるのか。 など

【事業に関するもの】

しました。

- Q 事業の再開は可能か。
- Q 避難指示区域において自動販売機での販売はできるのか。

最新の情報は、経済産業省のホームページをご覧下さい。

◆避難指示区域内にご自宅・事業所のある皆様へ

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/20120514_01a.pdf

◆区域見直し後の区域でできる活動などに関するQ&A

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/pdf/20121206_01a.pdf

◆おしらせ◆ ファミリーマートが仮設店舗の出店や移動販売など福島県の

復興支援を継続的に実施。 地域の要請に応え「ファミリーマート川内村店」を出店!! (12月8日)

株式会社ファミリーマートは12月8日、福島県川内村の協力のもと、福島県双葉郡川内村大字上川内字早渡に「ファミリーマート川内村店」を開店

ファミリーマートは復興庁福島復興局及び川内村からの要請に基づき、本

年11月から川内村役場駐車場にて、週2回移動コンビニ「ファミマ号」による営業を実施していました(「ファミマ号」の営業は12月7日で終了済み)が、このたび、村民の皆さまや東日本大震災からの復旧・復興に携わる皆さまがより快適にお買いものできる環境づくりのお手伝いを実現するため、震災後に営業を休止したコンビニエンスストアを改装し出店しました。

川内村店店長には、一時避難していた川内村出身の寺岡奈緒美さんをファミリーマートの嘱託社員店長として採用し、ファミリーマートの直営店として運営しています。また、同店で働く従業員も川内村の住民から採用しました。

8日に行われた開店セレモニーで、寺岡店長は

「お年寄りや子供が安心してお買い物できるお店の環境づくりをするとともに、川内村の村民の皆さんの帰村に少しでも役立つような品揃えをします。」 との決意を述べました。

このたび開店したファミリーマート川内村店の概要は以下のとおりです。

◆営業時間:朝7時から夜9時まで

◆住 所:福島県双葉郡川内村大字上川内字早渡11-33

◆取扱商品: 通常のコンビニエンスストアと同様に、おむすびやお弁当などの中食商品、ATMやマルチメディア端末、コピーや宅配便などのサービスを実施します。

また、川内村における唯一のコンビニエンスストアであることから、豆腐や納豆などの日配品や調味料などの加工食品は、通常の店舗の約1.5倍の品揃をしています。

さらに、ご利用いただく皆さまのご要望をお伺いしながら、 商品の品揃えも随時変更していきます。

詳しくは、株式会社ファミリーマートホームページをご覧下さい。 http://www.family.co.jp/company/news_releases/2012/121130_3.html

★☆「ふれあいニュースレター」バックナンバーのご案内☆★ http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html#info_fureai_letter

[発行:政府原子力被災者生活支援チーム]